

## 「おきぎんWeb投信」サービス利用規定

### 第1条（規定の趣旨）

この規定は、お客さまが、株式会社沖縄銀行（以下「当行」といいます。）所定の方法によりスマートフォン等（以下「スマホ等」といいます。）を使用して「投資信託・公社債取引約款・規定集（以下「投信関連規定」と総称します。）に基づき当行の「おきぎんSmart」アプリを通じて次条に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用される場合のお客さまと当行の間の取決めです。

2 本規定は「投信関連規定」の一部を構成するとともに一体として取扱われるものとします。本規定に「投信関連規定」と矛盾する内容を定めた場合は、本規定の定めが優先されます。なお、本規定に定めのない事項に関しては「投信関連規定」が適用されるものとします。

### 第2条（本サービスの内容）

お客さまは当行のバンキングアプリ「おきぎんSmart」を登録かつそのサービスを経由することで、次のサービスを利用することができます。

- ① 投資信託口座開設
- ② NISA口座開設
- ③ 投資信託の購入/解約
- ④ 投資信託定時定額サービスの新規・変更・中止の申込み
- ⑤ 各種照会（残高、運用損益等）
- ⑥ ファンド情報照会

※本サービス利用には「おきぎんSmart」アプリをご利用いただく必要があります。

2 本サービスの利用環境は日本国内に限定し、以下の時間帯はシステムメンテナンス時間のため、本サービスを利用することはできません。

<サービス停止時間>

#### ①投資信託口座開設・NISA 口座開設

第2日曜日 01:00～04:00

第3日曜日 24:00～30:00（翌日 00:00～06:00）

#### ②投資信託取引（購入/解約等）

毎営業日 05:00～05:10

月～土曜日 23:50～24:10（翌日 00:10）

毎週日曜日 21:55～30:05（翌日 06:05）

第2土曜日 21:00～31:00（翌日 07:00）

第2日曜日 00:00～06:00

第3日曜日 24:00～30:00（翌日 00:00～06:00）

### 3 注意事項

- ①平日15時以降の申込（購入・解約等）は予約扱いとなるため翌営業日以降の処理となります。
- ②申込（購入・解約等）に対する取消の操作は平日15時まで可能です。  
既に取りが完了している場合は、取消できません。  
平日15時以降に行った申込（購入・解約等）に対する取消の操作は、翌営業日の15時まで可能です。
- ③購入日同日にNISA簡易開設を行った場合、税務署の承認後でなければNISA枠での購入はできません。

#### 第3条（本サービスのご利用条件）

本サービスの利用は次の各号に掲げるすべての条件を満たしたお客さまとします。

尚、おきぎんSmartアプリを利用することで受けられるサービスのため当然に「おきぎんSmart利用規定」の内容に承諾していることといたします。

<「おきぎんWeb投信」口座開設サービス>

- ① 個人の方（法人のお客さまは対象外）
- ② 日本国内に居住する満18歳～79歳以下の方
- ③ 日本国籍の方
- ④ 当行において取引時確認日が平成25年4月1日以降に「更新（確認）済み」である方
- ⑤ 当行に普通預金口座を開設済みである方
- ⑥ 当行で投資信託口座を開設したことがない方。（開設したことがある方は利用不可）
- ⑦ 「マイナンバーカード」もしくは「通知カード（マイナンバー）+運転免許証」のいずれかをご準備できる方
- ⑧ 本人確認書類に記載の情報が最新であり、当行に届け出いただいている情報（住所、携帯番号等）と一致している方
- ⑨ ご利用にあたってご登録可能なメールアドレスをご準備いただける方
- ⑩ 本規定および投信関連規定の内容に同意していただけた方

<「おきぎんWeb投信」取引サービス>

- ①個人の方（法人のお客さまは対象外）
- ②日本国内に居住する満18歳～79歳以下の方
- ③おきぎんSmartアプリをご利用いただける環境にありかつご利用いただける方
- ④当行で投資信託口座（NISA含む）を開設済みの方
- ⑤おきぎんSmartアプリに指定預金口座（支払口座）が口座登録されている方
- ⑥本規定および投信関連規定の内容に同意していただけた方

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は本サービスを利用できません。

- ① 法人のお客さま
- ② 成年後見人制度をご利用のお客さま
- ③ 外国政府等の重要な地位にある方またはあった方とそのご家族（いわゆる「外国 P E P s」）
- ④ その他当行が別に定めるお客さま

3 次の各号に掲げる書面の内容に同意または承諾いただいたお客さまに限り本サービスを利用することができます。

- ① 本サービス利用対象者について
- ② 投資信託のご留意点およびNISAに関するご留意点について
- ③ 契約締結前交付書面の確認および「電子交付」について
- ④ 反社会的勢力ではないことの表明・確約について
- ⑤ メールアドレス利用目的について
- ⑥ 「おきぎんWeb投信」サービス利用規定
- ⑦ 投資信託・公社債取引約款・規定集
- ⑧ 個人情報の利用目的について
- ⑨ その他当行が現在および将来にわたって定めた（定める）確認事項について
- ⑩ おきぎんSmart利用規定

#### 第4条（本サービスに基づく口座の開設）

当行は、お客さまが本サービスを利用してスマホ等から当行に送信した本人確認資料に基づくお客さまの本人特定事項（住所、氏名、生年月日をいいます。以下同じ。）と、お客さまが当行に開設している指定預金口座の本人特定事項との一致を確認する方法によりお客さまご本人であることの確認を行います。この方法により当行がお客さまご本人であることが確認できた場合に、当行はお客さまの意思に基づく有効なお申込みとして取扱います。ただし、投信関連口座を開設するにあたり、すでに当行で法令に基づく取引時確認が平成25年4月1日以降に行われているお客さまに限りません。

2 前項に基づき当行所定の方法によりお客さまが投資信託に関する各種口座開設その他付随する契約をお申込みし、当行が承諾した場合に、お客さま名義の「投資信託口座」および「特定口座（源泉徴収あり）」または「NISA口座」（以下「投信関連口座」と総称します。）の開設手続きを開始します。

3 本サービスを利用して開設した投信関連口座その他不随する契約にかかる印章は、第1項に定めるお客さまの指定預金口座の届出の印章と同一とします。

#### 第5条（投信関連口座の解約等）

次の各号のいずれかに該当した場合は、当行はお客さまに事前に通知や催告等をする事なく、いつでも投信関連口座に基づく投資信託取引を停止し、または投信関連口座を解約することができるものとします。

- ① お客さまが申告した事項が虚偽である疑いが生じた場合、または投信関連口座がお客さまの意思によらずに開設されたことが判明した場合
- ② 本規定および投信関連規定に定める規定に違反した場合
- ③ その他当行が取引を継続することが不適切と判断した場合

#### 第6条（通知等）

当行は、お客さまへの通知または照会手段として電子メールを利用することがあります。お客さまはご自身のスマホ等のメールアドレスを当行所定の方法で登録するものとします。なお、メールアドレスに変更が生じた場合は、直ちにお客さまは当行所定の方法で変更登録するものとします。

2 当行は、お客さまから届出のあった氏名、住所、メールアドレスにあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなして取扱います。

3 前項に基づきお客さまあてに通知または発送した送付書類が未着として当行に返戻されたときは、当行はそれ以後の通知または発送を停止します。また、返戻された送付物に関して、当行は保管する責任を負わないものとします。

#### 第7条（本サービスの変更等）

当行は、本サービスおよび本規定の内容を変更（中止または廃止を含みます。）する場合があります。この場合には、当行所定の方法で通知または告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

2 前項にかかわらず、本サービスにかかるシステム等の障害、補修等によって当行は予告なく本サービスの一部または全部の提供を一時停止もしくは中止することがあります。

#### 第8条（損害賠償の免除及び制限）

当行は、本サービス利用により利用者又は第三者に生じた一切の損害につき、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、その賠償義務を負いません。当行は、利用者その他の第三者に発生した機会逸失、業務の中断その他いかなる損害（間接損害や逸失利益を含みます）に対して、損害の可能性を事前に通知されていたとしても、一切の責任を負いません。

2 当行の責めに帰すべき事由がある場合であっても、当行に故意又は重過失がない限り、利用者に生じた損害のうち特別な事情から生じた損害（当行又は利用者が損害発生につき予見し、又は予見し得た場合を含みます）、間接損害、付随的損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害については一切の責任を負いません。

#### 第9条（免責事項）

次の各号に掲げる事由により生ずるお客さまの直接的または間接的な損害および損失については、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切その責を負いません。

- ① 第5条に規定される投資信託取引の停止、または投信関連口座の解約
- ② 当行または金融機関等の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線およびコンピュータ等の障害ならびに通信障害等による取扱いの遅延または不能
- ③ 天災地変、政変、その他不可抗力と認められる事由による取扱いの遅延または不能
- ④ お客さまが使用するスマホ等の障害等
- ⑤ 本サービスのご利用に関し、本サービスの内容またはそのご利用方法について誤解または理解不足によるもの

#### 第10条（合意管轄）

本サービスに基づく諸取引の準拠法は日本法とします。本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第11条（本規定の変更）

本規定は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。

2 前項による本規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を当行のホームページへ掲載またはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

3 前二項による変更は、公表の際に定める1 カ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上